		欄に掲げる数値を乗じたものとする。）

（略）

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十七（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十）に規定する強度等級を表すものとする。

表二　特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	Fc	Ft	Fb	
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十八の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）	幅方向

（略）

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十七に規定する強度等級を表すものとする。以下表三において同じ。

表三　非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				
	Fc	Ft	Fb		
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十八の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）	正の曲げ	負の曲げ

（略）

		掲げる数値を乗じたものとする。）

（略）

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十五（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表二十八）に規定する強度等級を表すものとする。

表二　特定対象異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	Fc	Ft	Fb	
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十六の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）	幅方向

（略）

この表において、強度等級は、集成材規格第五条表十五に規定する強度等級を表すものとする。以下表三において同じ。

表三　非対称異等級構成集成材の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				
	Fc	Ft	Fb		
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十六の左欄の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値を乗じたものとする。）	正の曲げ	負の曲げ

（略）